

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 高森町社会福祉協議会

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高森町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には 日額1,000円の費用を弁償する。
- (3) 役員等が職務のため町外に出張したときは、その費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員（会長）の報酬は、高森町の一般職の給与に関する条例中、再任用短時間勤務職員に支払われる同等の額とする。
- (2) 費用弁償については、別に定める役職員等の旅費支給規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、休日でない日まで繰り上げて支給日とする。
- (2) 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

(常勤役員等の勤務時間及び休暇)

第6条 常勤役員（会長）の勤務時間及び休暇は、高森町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例中、再任用短時間勤務職員の例による。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

一部改正 この規程は、平成30年5月1日から施行する。